

華誠の法務ニュースレター

2025 年 10 月 第 49 号

華誠の動向

華誠が参画した特許ランドスケープ研究プロジェクト、2025 年度「華東地区科学技術情報成果賞」一等賞を受賞

華誠が代理人の一員として参画した案件が、最高人民法院による「2025 年人民法院反不正競争典型事例」に選出

華誠、3 年連続で「5A 級商標代理機関」の荣誉を獲得

法律の動向

最高人民法院、インターネット裁判所の事件管轄に関する規定を發表

最高人民法院、「会社法」の司法解釈について意見を募集

国家市場監督管理総局、業界標準「事業者結合届出規範」を發表

知的財産権

最高人民法院、第一審の知財民事・行政事件に関する基層人民法院の管轄事項を明確化

サイバーセキュリティ及びデータ保護

全国サイバーセキュリティ標準化技術委員会、生成 AI サービスのセキュリティインシデントレスポンスガイドラインを發表

工業情報化部、「スマートコネクテッドカーの複合運転支援システムに関する安全要件」について意見を募集

労働雇用及び競業禁止

人力資源・社会保障部、「企業による競業禁止実施のコンプライアンスガイドライン」を發表

訴訟・仲裁

全国人民代表大会常務委員会、改正仲裁法および食品安全法を改正する決定等を可決

華誠の紹介

1995年の創立以来、「誠実と信用、深慮、勤勉、進取」の企業文化の下、華誠は400名以上のエキスパートを有し、全面的なサービスを行う法律サービス集団として発展してまいりました。華誠が常に堅持してきたハイクオリティのサービス理念と広範囲にわたるサービスの提供により、世界的にも知名度のある多くの企業が各種法律意見を求める際、及び知的財産権に関するサービスを求める際には、先ず華誠をお選び頂いております。これは華誠が専門チームを構築し、クライアント様へのハイクオリティで多様なサービスの提供を続けてきたことによるものであり、全国で最も優秀な法律事務所の1つとしても選ばれ、中国トップクラスの知的財産権サービスチームの榮譽を獲得しました。

華誠律師事務所の紹介

華誠律師事務所は1995年に設立され、中国において最も早くから涉外法律サービスを提供してきた法律事務所の一つです。上海に本部を置き、北京、香港、ハルビン、蘭州、煙台、広州、シカゴ、東京などの地域にて支所又は分室を設立しております。

20年にわたり、華誠は商事戦略配置、企業運営と管理、権利商業化及び伝統的な権利行使等の業務分野での抜きん出た業績で各業界の顧客から好評を博し、認められています。華誠は顧客の商業利益を重視し、文化娯楽産業、贅沢品業、ハイテク業、軽工業、重工業及び金融先物業の何れにおいても豊富な経験を持ちます。最も早く ISO9001 国際品質体系標準認証を受けた法律サービス機構として、華誠はサービスプロセスと品質管理を始終厳しく徹底し、一流の涉外事務所の風格と水準を守っています。

華誠は Chambers and Partners、The Legal 500 等多数の国際的に認められた法律評価機構から「トップクラスの知的財産法律事務所」の称号を受けています。それに、華誠は「全国優秀律師事務所」、「中国において最も信頼できる知的財産事務所」、「上海市涉外コンサル機構 A クラス資質」、「上海市契約信用 A+ ランク企業」、「上海裁判所初の一級破産管理人」等の資質と称号を獲得しました。

華誠知識産権代理有限公司の紹介

華誠の本部は上海に置かれ、北京及び蘭州に支社が設立されております。華誠の特許代理業務は化学、生物、医薬、機械、電子、通信、光学、物理、意匠、検索、特許有効性分析、権利侵害分析、無効宣告請求、訴訟、特許コンサルティング等を含み、クライアント様にサービスを提供する特許代理部を設立いたしました。各特許代理部の代理人は豊富な代理経験を持ち、複数の言語で直接案件を処理することができます。

また、華誠は独自に開発した業務管理システムを有し、通常のファイル管理、時限モニター機能のほか、拒絶理由通知と回答を分析し、統計する独特の機能を持っており、同統計データは代理人の業務レベルの評価と仕事改善に利用でき、かつ依頼人に特許の分析・評価用として提供することができます。

連絡先

上海事務所：

上海市徐匯区長樂路 989 号世紀商貿廣場 26 階
郵便番号：200031
電話：(86-21) 5292-1111; (86-21) 6350-0777
ファックス：(86-21) 5292-1001; (86-21) 6272-6366
E-mail: mail@watsonband.com;
mailip@watsonband.com

北京事務所：

北京市東城区朝陽門北大街 8 号富華ビル D ブロック 5C
郵便番号：100027
電話：(86-10) 66256025
ファックス：(86-10) 66256025-800
E-mail: beijing@watsonband.com
mailip@watsonband.com

ハルビン事務所：

ハルビン市道里区西八道街 37 号馬迪爾ビル 18 階 A2 室
郵便番号：150010
電話：(+86) 13936251391
E-mail: harbin@watsonband.com

甘肅事務所：

甘肅省蘭州市雁南路 279 号 208 室
郵便番号：730000
E-mail: gansu@watsonband.com

煙台事務所：

山東省煙台市芝罘区通世南路東和科技園 B3-703 室 丁：264000
電話：0535-4104160
E-mail: yantai@watsonband.com

広州事務所：

広東省広州市天河区華夏路 28 号富力盈信ビル 15 階 1507 番室
電話：020-85647039
E-mail: xuefeng.xie@watson-band.com.cn

鄭州事務所：

鄭州市鄭東新区金水東路楷林 IFC、A 座 12B 階
電話：0371-86569881

蘇州事務所：

蘇州市姑蘇区広濟南路 369 号蘇州華貿センター 1301 室です
電話：0512-68431110

成都事務所：

成都市高新区区天府二街 269 号 27 棟 20 階 2001 号
電話：+86-13398190635

昆明事務所：

雲南省昆明市盤龍区スプリング・シティ・66 オフィスビル 8 階 801 室
電話：+86-0871-63131786



今期の内容

華誠の動向

華誠が参画した特許ランドスケープ研究プロジェクト、2025 年度「華東地区科学技術情報成果賞」一等賞を受賞	4
華誠が代理人の一員として参画した案件が、最高人民法院による「2025 年人民法院反不正競争典型事例」に選出	4
華誠、3 年連続で「5A 級商標代理機関」の荣誉を獲得	5

法律の動向

最高人民法院、インターネット裁判所の事件管轄に関する規定を發表	6
最高人民法院、「会社法」の司法解釈について意見を募集	6
国家市場監督管理総局、業界標準「事業者結合届出規範」を發表	7

知的財産権

最高人民法院、第一審の知財民事・行政事件に関する基層人民法院の管轄事項を明確化	8
---	---

サイバーセキュリティ及びデータ保護

全国サイバーセキュリティ標準化技術委員会、生成 AI サービスのセキュリティインシデントレスポンスガイドラインを發表	9
工業情報化部、「スマートコネクテッドカーの複合運転支援システムに関する安全要件」について意見を募集	9
国家インターネット情報弁公室、プラットフォーム事業者の未成年者保護に関する主体的責任の強化を計画	10
全国人民代表大会常務委員会、「サイバーセキュリティ法改正草案」等 12 法案について意見を募集	10

労働雇用及び競業避止

人力資源・社会保障部、「企業による競業避止実施のコンプライアンスガイドライン」を發表	11
--	----

訴訟・仲裁

全国人民代表大会常務委員会、改正仲裁法および食品安全法を改正する決定等を可決	12
--	----

法律声明

- ◆ 当刊行物は一般的な情況の紹介であり、特定の案件についての正式な法的意見ではないことをご了承ください。
- ◆ 当刊行物は国家知的産権局、商標局、著作権局及びその他の公的機構が公布する公告、新聞及びその他の公開文書を抜粋し、纏めたものです。
- ◆ 当刊行物は前記公的公告、新聞及びその他の公開文書の出所を明記しています。

華誠、メディア・エンターテインメント・スポーツ分野で2025年度『商法』卓越法律事務所大賞を受賞

2025年9月28日、上海市科学技術情報学会は、「2025年度華東地区科学技術情報成果賞」の受賞リストを正式に発表した。上海図書館（上海科学技術情報研究所）と上海華誠知識産権代理有限公司が共同で参画した「上海市松江区衛星インターネット産業計画類特許ランドスケープ研究」プロジェクトが、多数の応募の中から選出され、一等賞の栄誉に輝いた。

本賞は、華東地区の科学技術情報分野における権威ある賞であり、今回の受賞は、華誠の特許ランドスケープ分野における専門性が高く評価されたことを示すものである。受賞対象となった本プロジェクトは、松江区の衛星インターネット産業の発展に対し、科学的な意思決定の支援を提供する重要な研究成果である。本プロジェクトは、産業分析と特許分析を二つの主軸とし、特許情報を産業の現状、発展動向、政策環境、市場競争といった情報と深く融合させることで、「第15次5カ年」計画の策定および産業高度化の促進に科学的根拠を提供するものである。

華誠が代理人の一員として参画した案件が、最高人民法院による「2025年人民法院反不正競争典型事例」に選出

2025年9月8日から9月12日にかけて「2025年中国公正競争政策宣伝ウィーク」が開催され、「統一された巨大市場、公平な競争で未来を拓く」が活動テーマとして掲げられた。その一環として9月8日、最高人民法院は、司法判断の模範的・指導的役割を十分に発揮させることを目的とし、8件の不正競争防止に関する典型事例を発表した。そのうち、当所のシニアパートナーである張偲傑弁護士が代理人の一員を務めた「自動車メンテナンスサービス」に関する不正競争紛争案件が、6番目の事例として選出された。

本件は、商業上の信用毀損行為を規制する典型的な事例である。本件の裁判は、事業者が行う合法的な広告宣伝行為の境界線を正確に示した上で、競争相手を誹謗し、その評価を貶める不正競争行為を的確に認定し、誤解を招く情報の拡散や他者の営業上の信用を損なう不正競争行為を断固として禁じる姿勢を示したものである。インターネット・プラットフォーム経済が急速に発展する新たな状況下において、本件は、法に基づき市場主体の公正な市場競争への参加を保護する上で、重要な模範的意義を持つものといえる。

華誠、3 年連続で「5A 級商標代理機関」の栄誉を獲得

2025 年 9 月 5 日、太原市で開催された第 15 回中国国際商標ブランドフェスティバルの歓迎レセプションにおいて、『中華商標』雑誌社と北京知産宝網絡科技發展有限公司が共同で「2025 年商標代理サービス能力データ統計 600」ランキングを発表した。華誠知識産権代理有限公司は、その卓越したサービス能力と優れた業務実績により、再び同ランキングに選出され、「5A 級商標代理機関」の認定を受けた。

本ランキングが 2023 年に初めて発表されて以来、華誠は 3 年連続での選出となり、継続して最高ランクの認定を維持している。この成果は、当社の商標代理業務における継続的な優れた実績を示すだけでなく、市場及びクライアントからの華誠の専門的サービス能力に対する高い評価を反映するものである。

最高人民法院、インターネット裁判所の事件管轄に関する規定を発表

2025 年 10 月 11 日、最高人民法院は「インターネット裁判所の事件管轄に関する規定」（以下「本規定」という）を発表した。本規定は、2025 年 11 月 1 日より施行される。

本規定は全 4 条から構成され、インターネット裁判所の事件管轄範囲、合意管轄ルール、上訴審理メカニズム等を明確に定めている。その主な内容は以下の通りである。

1. 新たに「ネットワークデータ権の帰属、権利侵害、契約紛争」、「ネットワーク上の個人情報保護、プライバシー権侵害紛争」、「ネットワーク上の仮想財産権の帰属、権利侵害、契約紛争」、「ネットワーク上の不正競争紛争」の 4 種の事件をインターネット裁判所の集中管轄とした。
2. ネットワーク上の名誉権、一般的人格権、財産権等の侵害に関する一部の事件を、インターネット裁判所の管轄範囲から除外した。
3. 「ネットワーク上のドメイン名の帰属、権利侵害、契約紛争」等 4 種の事件については、引き続きインターネット裁判所の管轄とした。
4. 上記に伴い、インターネット裁判所が管轄する行政事件及び涉外・香港・マカオ・台湾関連事件の範囲を調整した。

（出所：最高人民法院）

最高人民法院、「会社法」の司法解釈について意見を募集

2025 年 10 月 9 日、最高人民法院は「『中華人民共和国会社法』の適用に関する若干の問題についての解釈（意見募集稿）」（以下「本意見募集稿」という）を公表し、社会からの意見募集を開始した。

本意見募集稿は全 90 条から構成され、裁判所が会社関連の紛争案件を審理する際の法律適用問題について規定するものである。その内容は、法定代表者の辞任・解任、会社の対外保証、関連者取引、法人格否認及びその認定など、多岐にわたる。中でも、本意見募集稿によれば、取締役、監査役、上級管理職及びこれらの者と関連関係にある者が、法定の報告または会社の決議手続きを経ずに、直接的または間接的に自社と関連当事者取引を行った場合において、会社が当該取引の効力が自社に及ばないことの確認を求めたときは、人民法院はこれを支持すべきであるとされている。また、関連当事者取引に無効、効力未定、取消可能または会社に効力が及ばない等の事由が存在するにもかかわらず会社が訴訟を提起しない場合、一定の条件を満たす株主が法に基づき株主代表訴訟を提起したときは、人民法院はこれを受理すべきであるとされている。

（出所：最高人民法院）

国家市場監督管理総局、業界標準「事業者結合届出規範」を発表

2025 年 9 月 30 日、国家市場監督管理総局は、「事業者結合届出規範」（以下「本規範」という）を公布した。本規範は、2025 年 10 月 1 日より施行される。

本規範は全 6 章及び 6 つの付録から構成され、事業者結合の届出に関する届出条件、届出書類、届出プロセスについての関連要件を明確に定めている。その具体的な内容は以下の通りである。

1. 企業がどのような条件下で事業者結合の届出を行う必要があるかを明確にした。これには、事業者結合に該当する場合、国务院が定める届出基準に達する場合、届出基準に達しないが届出を行う場合、届出が免除される場合等が含まれ、企業のコンプライアンス上の義務を示すものである。
2. 企業が届出時に提出すべき具体的な書類、資料及び関連要件、説明を明確にした。これには、届出書の主要内容や簡易案件の届出要件等が含まれ、届出企業による規範的かつ正確な届出書及び関連書類の作成を支援し、届出効率の向上を図るものである。
3. 企業による届出書類の準備・提出方法、及び届出後の受理・審査プロセスを明確にし、届出企業に十分な予測可能性を提供するものである。

（出所：国家市場監督管理総局）

最高人民法院、第一審の知財民事・行政事件に関する基層人民法院の管轄事項を明確化

2025 年 9 月 28 日、最高人民法院は、「基層人民法院が管轄する第一審の知的財産権に関する民事・行政事件の関連事項に関する通知」（以下「本通知」という）を発出した。本通知は、2025 年 10 月 1 日より施行される。

本通知は、知的財産権に関する民事・行政事件の管轄権を有する基層人民法院及びその管轄区域について調整を行うものである。天津市を例にとると、訴訟物の価額が 500 万人民币元以下の民事事件について、新たに天津市南開区人民法院が管轄権を有することとなり、その管轄区域は南開区とされた。また、本通知の施行に伴い、「最高人民法院の基層人民法院が管轄する第一審の知的財産権に関する民事・行政事件の基準に関する通知」が廃止される。なお、本通知の施行前に既に受理された事件については、引き続き従前の基準が適用される。

（出所：最高人民法院）

全国サイバーセキュリティ標準化技術委員会、生成 AI サービスのセキュリティインシデントレスポンスガイドラインを発表

2025 年 9 月 23 日、全国サイバーセキュリティ標準化技術委員会は、「サイバーセキュリティ標準実践ガイドラインー生成 AI サービスセキュリティインシデントレスポンスガイドライン」（以下「本ガイドライン」という）を発表した。

本ガイドラインは、生成 AI サービスのセキュリティインシデントの分類・レベル分け方法、及び生成 AI サービスのセキュリティインシデントレスポンスプロセスの管理措置と技術的方法を記述するものである。本ガイドラインは、生成 AI サービスのセキュリティインシデントの原因、脅威、攻撃方法、損害の結果等の要素を総合的に考慮した上で、当該インシデントを国家標準 GB/T 20986-2023 の 5.1 分類方法に従い分類すべきであると、情報コンテンツセキュリティインシデント、データセキュリティインシデント、サイバー攻撃インシデント等の事件類型を挙げている。また、本ガイドラインによれば、インシデントレスポンスプロセスは、「準備」、「監視・警告」、「応急処置」、「レビュー・改善」の 4 段階に分けられる。このうち、「準備」段階における詳細な管理措置は、国家標準 GB/T 20985.1-2017 の 5.2 に従って実施すべきであるとされ、その主要な管理措置が明記されている。

（出所：全国サイバーセキュリティ標準化技術委員会）

工業情報化部、「スマートコネクテッドカーの複合運転支援システムに関する安全要件」について意見を募集

2025 年 9 月 18 日、工業情報化部は「スマートコネクテッドカー 複合運転支援システム安全要件（意見募集稿）」（以下「本意見募集稿」という）を公表し、社会からの意見募集を開始した。意見募集の締切は 11 月 15 日である。

本意見募集稿は、スマートコネクテッドカーの基本的な単一車線複合運転支援システム、基本的な複数車線複合運転支援システム、及びランドスケープ連動型複合運転支援システムの安全要件を規定し、対応する検査・試験方法を記述するものである。本意見募集稿の主な内容は以下の通りである。

1. 機能・性能要件を明確にし、製品の安全性のベースラインを構築する。
2. プロセス管理要件を提示し、製品の安全性を全面的に保障する。
3. システムの使用方法を規範化し、合理的かつ安全な利用を促進する。

本意見募集稿は、システムの「設計運行条件」を厳格に限定し、システムがその設計運行条件下でのみ作動可能であることを要求している。また、機能ごとに、ヒューマン・マシン・インタラクション（HMI）、機能安全、意図した機能の安全性（SOTIF）、情報セキュリティ、データ記録等を含む包括的な安全技術要件を設定し、テストコース試験、実路試験、書類審査等からなる多層的な検証スキームを構築するものである。

（出所：工業情報化部）

国家インターネット情報弁公室、プラットフォーム事業者の未成年者保護に関する主体的責任の強化を計画

2025 年 9 月 17 日、国家インターネット情報弁公室は、「多数の未成年ユーザーを有し、未成年者層に著しい影響を与えるネットワークプラットフォームサービス提供者の認定弁法（意見募集稿）」（以下「本意見募集稿」という）を公表し、社会からの意見募集を開始した。意見のフィードバック期限は 10 月 15 日である。

本意見募集稿によれば、以下のいずれかの状況に該当する事業者は、本弁法の対象として認定されるべきであるとされている。

1. 当該プラットフォームが提供する製品またはサービスが主として未成年者を対象とするものであり、登録ユーザー数が 1000 万以上、または月間アクティブユーザー数が 100 万以上の場合。
2. 当該プラットフォームが提供する製品またはサービスの対象が未成年者に限定されない場合において、未成年者の登録ユーザー数が 1000 万以上、または月間アクティブ未成年ユーザー数が 100 万以上の場合。
3. 本意見募集稿はさらに、認定作業は原則として 3 年ごとに 1 回実施されるが、プラットフォームのユーザー数が急増した場合、未成年者への影響が著しく増大した場合、または社会的に広く関心を集めた場合等の状況においては、適宜開始され得ると規定している。

（出所：国家インターネット情報弁公室）

全国人民代表大会常務委員会、「サイバーセキュリティ法改正草案」等 12 法案について意見を募集

2025 年 9 月 15 日、第 14 期全国人民代表大会常務委員会第 17 回会議において、「中華人民共和国サイバーセキュリティ法（改正草案）」（以下「本草案」という）、「中華人民共和国企業破産法（改正草案）」、「中華人民共和国対外貿易法（改正草案）」等、12 の法律草案が審議された。これら草案の全文は公表され、社会からの意見募集が開始されている。意見募集期間はいずれも 30 日間である。

本草案は全 9 条から構成され、その主な内容は以下の通りである。

1. 法に基づきネットワーク運営の安全保護義務を履行しない行為に対する法的責任を整備する。
2. 法に基づき違法情報の処分義務を履行しない行為に対する法的責任を整備する。
3. 個人情報の権益を侵害する行為等に対する法的責任について、関連法規との整合性を図る。
4. 行政処罰の軽減、減輕または免除に関する規定を追加する。

（出所：中国人大網）

人力資源・社会保障部、「企業による競業避止実施のコンプライアンスガイドライン」を発表

2025 年 9 月 15 日、人力資源・社会保障部は、「企業による競業避止実施のコンプライアンスガイドライン」（以下「本ガイドライン」という）を公布し、同日より施行した。

本ガイドラインは、企業による競業避止のコンプライアンスを遵守した実施を指導するものであり、主に以下の要求事項を提示している。

第一に、競業避止を実施するための前提条件を明確にした。

第二に、競業避止の実施は、必要性及び合理性の原則に従わなければならないとした。

第三に、競業避止の対象となる人員の範囲を定めた。

第四に、企業と競業避止の対象となる労働者は、公平かつ合理的に権利義務を約定すべきであると明確にした。

特に、企業と労働者が協議の上で、競業避止に関する経済的補償及び違約金を合理的に定めることについて、本ガイドラインは以下の通り規定している。

1. 経済的補償を決定する際の参考要素を明確にする。
2. 経済的補償の基準は、競業避止期間に見合ったものとする。
3. 経済的補償の支払形式について定める。
4. 違約金の合理的な決定について明確にする。

（出所：人力資源・社会保障部）

全国人民代表大会常務委員会、改正仲裁法および食品安全法を改正する決定等を可決

2025 年 9 月 15 日、第 14 期全国人民代表大会常務委員会第 17 回会議は、「中華人民共和国仲裁法（2025 年改正）」（以下「改正仲裁法」という）及び「『中華人民共和国食品安全法』を改正する決定」等、6 つの法律を審議の上、可決した。改正仲裁法は、2026 年 3 月 1 日より施行される。

改正仲裁法は全 8 章 96 条から構成され、中国の特色を有し、かつ国際的に通用するルールとも整合する仲裁法制度を整備・拡充するものである。改正仲裁法では、当事者が明確に反対の意思を表示した場合を除き、仲裁手続を情報ネットワークを通じてオンラインで行うことができると規定されている。オンラインで行われる仲裁手続は、オフラインの手続と同等の法的効力を有する。また、国は、仲裁機関が国外の仲裁機関及び関連する国際組織との交流・協力を強化し、国際的な仲裁ルールの策定に積極的に参加することを支持する旨が定められている。

（出所：中国人大網）